

金ケ崎町告示第102号

金ケ崎町母子保健法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年7月31日

金ケ崎町長

金ケ崎町規則第 2 2 号

金ケ崎町母子保健法施行細則の一部を改正する規則

金ケ崎町母子保健法施行細則（平成 2 5 年金ケ崎町規則第 4 号）の一部を次のように改正する。

改 正 後	改 正 前
別表（第 4 条関係）	別表（第 4 条関係）
略	略
備考欄	備考欄
1 略	1 略
2 この表の D 1 から D 1 4 までの階層における「所得税の額」とは、所得税法（昭和 4 0 年法律第 3 3 号）、租税特別措置法（昭和 3 2 年法律第 2 6 号）、災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律（昭和 2 2 年法律第 1 7 5 号）の規定及び平成 2 3 年 7 月 1 5 日雇児発 0 7 1 5 第 1 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「控除廃止の影響を受ける費用徴収制度等（厚生労働省雇用均等・児童家庭局所管の制度に限る。）に係る取り扱いについて」によって計算された所得税の額をいう。 <u>ただし、所得税額を計算する場合には、次の規定は、適用しないものとする。</u>	2 この表の D 1 から D 1 4 までの階層における「所得税の額」とは、所得税法（昭和 4 0 年法律第 3 3 号）、租税特別措置法（昭和 3 2 年法律第 2 6 号）、災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律（昭和 2 2 年法律第 1 7 5 号）の規定及び平成 2 3 年 7 月 1 5 日雇児発 0 7 1 5 第 1 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「控除廃止の影響を受ける費用徴収制度等（厚生労働省雇用均等・児童家庭局所管の制度に限る。）に係る取り扱いについて」によって計算された所得税の額をいう。 <u>ただし、所得税額を計算する場合には、次の規定は、適用しないものとする。</u>
(1) 略	(1) 略
(2) 租税特別措置法第 4 1 条第 1 項、第 2 項及び第 6 項、 <u>第 4 1 条第 2 5 項</u> 、第 4 1 条の 2、第 4 1 条の 3 の 2 第 1 項、第 2 項、第 5 項及び第 6 項、第 4 1 条の 1 9 の 2 第 1 項、第 4 1 条の 1 9 の 3 第 1 項及び第 3 項、第 4 1 条の 1 9 の 4 第 1 項及び第 3 項	(2) 租税特別措置法第 4 1 条第 1 項、第 2 項及び第 6 項、 <u>第 4 1 条第 2 4 項</u> 、第 4 1 条の 2、第 4 1 条の 3 の 2 第 1 項、第 2 項、第 5 項及び第 6 項、第 4 1 条の 1 9 の 2 第 1 項、第 4 1 条の 1 9 の 3 第 1 項及び第 3 項、第 4 1 条の 1 9 の 4 第 1 項及び第 3 項
(3) 略	(3) 略
3～5 略	3～5 略
6 世帯階層区分の認定	6 世帯階層区分の認定

<p>(1) 略</p> <p>(2) 認定の基礎となる用語の定義</p> <p>ア 略</p> <p>イ 「扶養義務者」というのは、民法第877条に定められている直系血族（父母、祖父母、養父母等）、兄弟姉妹（ただし、就学児童、乳幼児等18歳未満の兄弟姉妹で未就業の者は、原則として扶養義務者としての取扱いをしないものとする。）並びにそれ以外の三親等内の親族（叔父、叔母等）で家庭裁判所が特別の事情ありとして、特に扶養の義務を負わせるものである。<u>ただし、児童と世帯を一にしない扶養義務者については、現に児童に対して扶養を履行している者（以下「世帯外扶養義務者」という。）の他は、認定に際して扶養義務者として取扱いを行わないものとする。</u></p> <p>7～9 略</p>	<p>(1) 略</p> <p>(2) 認定の基礎となる用語の定義</p> <p>ア 略</p> <p>イ 「扶養義務者」というのは、民法第877条に定められている直系血族（父母、祖父母、養父母等）、兄弟姉妹（ただし、就学児童、乳幼児等18歳未満の兄弟姉妹で未就業の者は、原則として扶養義務者としての取扱いをしないものとする。）並びにそれ以外の三親等内の親族（叔父、叔母等）で家庭裁判所が特別の事情ありとして、特に扶養の義務を負わせるものである。</p> <p><u>ただし、児童と世帯を一にしない扶養義務者については、現に児童に対して扶養を履行している者（以下「世帯外扶養義務者」という。）の他は、認定に際して扶養義務者として取扱いを行わないものとする。</u></p> <p>7～9 略</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

この規則は、**公布の日から施行**する。